

平成14年3月14日

企業会計基準委員会 御中

「実務対応報告公開草案第2号
退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

社団法人 日本年金数理人会

拝啓 貴委員会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会より平成14年2月28日付にて公開された「実務対応報告公開草案第2号 退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に関して、年金数理に関する専門職団体として、下記のとおり意見を申し上げますので、宜しくご検討下さるようお願い申し上げます。

敬具

1. 決算日現在における退職給付債務の数理計算について・その1(Q1のA)

Q1のAにおいて「なお、決算日後に廃止日又は施行日が到来する場合でも、決算日現在では退職給付債務の数理計算が行われることに留意する。」とあるが、この趣旨は、「本公開草案の概要」の一点目の「参考」にある「改訂日、決算日及び施行日における退職給付債務の数理計算」の考え方に基づく会計処理を行うことを指していると解してよいか。すなわち、終了の会計処理は廃止日あるいは施行日に行うが、改訂日にはその改訂内容に基づく過去勤務債務を、決算日にはその改訂後の退職給付債務に係る数理計算上の差異を把握することが必要であるという趣旨か(確認)。仮にそうであるならば、そのことが明確にわかるような文章にしていきたい(意見)。

2. 決算日現在における退職給付債務の数理計算について・その2(Q1のA)

上記1がそのとおりであった場合、「過去勤務債務の額は、退職給付水準の改訂前後の退職給付債務の差額である」と定義付けられていることから、本件の場合の改訂日における過去勤務債務を算出するためには、終了の会計処理を伴う場合の改訂後の退職給付債務についてその算定方法を明確にする必要があり、それを明記す

べきである（意見）。あわせて、設例を用いて会計処理の具体化を行っていただきたい（意見）。

なお、終了の会計処理を伴う場合の改訂後の退職給付債務の算定方法として、以下のものを提案したい。

「終了の会計処理が必要となる退職給付水準の改訂が行われた場合の改訂日における改訂後の退職給付債務の額は、終了に際して生ずる「支払い等」を退職給付と見做し、かつその支払いは施行日に行われるものとして算定する。」

また、設例として、適用指針第1号の設例A-1に基づいたものを提案したい（別紙1）。

その会計処理の中で、適用指針第1号第10項（1）において想定されていた損益は、過去勤務債務として計上されることになっており、また、この過去勤務債務については、適用指針第1号第30項の「なお書き」における「終了部分に個別対応することが明らかな部分」として取り扱うことにしている（確認）。

3. 規程等の改訂が当期末近くに行われた場合の取扱いについて（Q2・Q6のA）

Q2・Q6のAでは、決算日が改訂日から大きく離れていない場合について、実務上、決算日現在で退職給付債務の数理計算を行うことを許容しているが、この取扱いは「退職給付会計に関する実務指針」のQ&Aにおける第10項の例外を示しているものであり、「終了の処理を伴う改訂」および「制度間移行の退職給付債務の増額又は減額」の場合の測定に限定されていないと解してよいか。なお、その場合でも過去勤務債務の償却の開始時期については改訂日であるという認識でよいか（確認）。

4. 「併せ給付」の会計処理およびその退職給付債務の評価について（Q4のA）

「併せ給付」の会計処理およびその退職給付債務の評価については、以下のとおりと解してよいか（確認）。

（1）適用指針第1号第10項（1）に基づく会計処理は、「減少分相当額の支払額等の額」は「併せ給付を行わずに減額時に分配した場合の分配相当額」と読み替え、「終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務」は、「併せ給付を行わずに分配するものとして算定した減額後の退職給付債務」と見

做して処理する。

(2) 新制度移行後における「併せ給付」部分の退職給付債務の評価方法は、以下の2つの方法が想定されるが、の方法を採用することとする。

「併せ給付」部分に係る退職給付見込み額 の割引現価

「併せ給付」部分に係る退職給付見込み額 のうち施行日までに発生していると認められる額(期間定額基準で評価されたもの、すなわち退職給付見込み額を全勤務期間で除し施行日までの勤務期間を乗じた額)の割引現価

分配額等を退職時まで付利する場合は付利後の額

(3) 新制度移行後においては、上記 による退職給付債務の額と「併せ給付」部分に係る年金資産の額に相違が生ずるため、その差額は過去勤務債務として処理する。

(4) 当該過去勤務債務は終了に伴うものでないため、遅延認識とすることができる。

なお、以上のことを反映させた設例を提案したい(別紙2)。

また、Q4のAの「ただし書き」に該当する場合と適用指針第1号における設例A-3(適格年金の将来勤務に係る部分を確定拠出年金へ移行するケース)は、事象として類似しているが、終了処理の適否が異なっているため、その違いを明示していただきたい(意見)。

以 上

平成14年3月14日

企業会計基準委員会 御中

「実務対応報告公開草案第2号
退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

社団法人 日本年金数理人会

拝啓 貴委員会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会より平成14年2月28日付にて公開された「実務対応報告公開草案第2号 退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に関して、年金数理に関する専門職団体として、下記のとおり意見を申し上げますので、宜しくご検討下さるようお願い申し上げます。

敬具

1. 決算日現在における退職給付債務の数理計算について・その1(Q1のA)

Q1のAにおいて「なお、決算日後に廃止日又は施行日が到来する場合でも、決算日現在では退職給付債務の数理計算が行われることに留意する。」とあるが、この趣旨は、「本公開草案の概要」の一点目の「参考」にある「改訂日、決算日及び施行日における退職給付債務の数理計算」の考え方に基づく会計処理を行うことを指していると解してよいか。すなわち、終了の会計処理は廃止日あるいは施行日に行うが、改訂日にはその改訂内容に基づく過去勤務債務を、決算日にはその改訂後の退職給付債務に係る数理計算上の差異を把握することが必要であるという趣旨か(確認)。仮にそうであるならば、そのことが明確にわかるような文章にしたい(意見)。

2. 決算日現在における退職給付債務の数理計算について・その2(Q1のA)

上記1がそのとおりであった場合、「過去勤務債務の額は、退職給付水準の改訂前後の退職給付債務の差額である」と定義付けられていることから、本件の場合の改訂日における過去勤務債務を算出するためには、終了の会計処理を伴う場合の改訂後の退職給付債務についてその算定方法を明確にする必要があり、それを明記す

べきである（意見）。あわせて、設例を用いて会計処理の具体化を行っていただきたい（意見）。

なお、終了の会計処理を伴う場合の改訂後の退職給付債務の算定方法として、以下のものを提案したい。

「終了の会計処理が必要となる退職給付水準の改訂が行われた場合の改訂日における改訂後の退職給付債務の額は、終了に際して生ずる「支払い等」を退職給付と見做し、かつその支払いは施行日に行われるものとして算定する。」

また、設例として、適用指針第1号の設例A-1に基づいたものを提案したい（別紙1）。

その会計処理の中で、適用指針第1号第10項（1）において想定されていた損益は、過去勤務債務として計上されることになっており、また、この過去勤務債務については、適用指針第1号第30項の「なお書き」における「終了部分に個別対応することが明らかな部分」として取り扱うことにしている（確認）。

3. 規程等の改訂が当期末近くに行われた場合の取扱いについて（Q2・Q6のA）

Q2・Q6のAでは、決算日が改訂日から大きく離れていない場合について、実務上、決算日現在で退職給付債務の数理計算を行うことを許容しているが、この取扱いは「退職給付会計に関する実務指針」のQ&Aにおける第10項の例外を示しているものであり、「終了の処理を伴う改訂」および「制度間移行の退職給付債務の増額又は減額」の場合の測定に限定されていないと解してよいか。なお、その場合でも過去勤務債務の償却の開始時期については改訂日であるという認識でよいか（確認）。

4. 「併せ給付」の会計処理およびその退職給付債務の評価について（Q4のA）

「併せ給付」の会計処理およびその退職給付債務の評価については、以下のとおりと解してよいか（確認）。

（1）適用指針第1号第10項（1）に基づく会計処理は、「減少分相当額の支払額等の額」は「併せ給付を行わずに減額時に分配した場合の分配相当額」と読み替え、「終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務」は、「併せ給付を行わずに分配するものとして算定した減額後の退職給付債務」と見

做して処理する。

(2) 新制度移行後における「併せ給付」部分の退職給付債務の評価方法は、以下の2つの方法が想定されるが、 の方法を採用することとする。

「併せ給付」部分に係る退職給付見込み額 の割引現価

「併せ給付」部分に係る退職給付見込み額 のうち施行日までに発生していると認められる額(期間定額基準で評価されたもの、すなわち退職給付見込み額を全勤務期間で除し施行日までの勤務期間を乗じた額)の割引現価

分配額等を退職時まで付利する場合は付利後の額

(3) 新制度移行後においては、上記 による退職給付債務の額と「併せ給付」部分に係る年金資産の額に相違が生ずるため、その差額は過去勤務債務として処理する。

(4) 当該過去勤務債務は終了に伴うものでないため、遅延認識とすることができる。

なお、以上のことを反映させた設例を提案したい(別紙2)。

また、Q4のAの「ただし書き」に該当する場合と適用指針第1号における設例A-3(適格年金の将来勤務に係る部分を確定拠出年金へ移行するケース)は、事象として類似しているが、終了処理の適否が異なっているため、その違いを明示していただきたい(意見)

以 上

[設例（別紙2）] 併せ給付

1 前提条件

A社は適格退職年金制度の給付の減少（給付の40%を減額）を行うが、減少分の年金資産は併せ給付として退職時に給付することとした。
 変更前の退職給付債務は1,000と計算された。また、移行前の給付の60%に相当する退職給付債務は600と計算され、併せ給付部分に相当する退職給付債務は、「変更後」は320、「終了後」は0、「移行後」は250と計算された。

	改訂日（×1年3月31日）			施行日（×1年4月1日）							支払日
	実際 （変更前）	制度変更に 伴うPSL	実際 （変更後）	実際 （移行前）	退職給付 支払額	予測 （終了後）	終了に伴う 損益	実際 （終了後）	移行に伴う 増額又は減額	実際 （移行後）	
退職給付債務	(1,000)	PSL 80	(920) (*1)	(920)	320	(600)	0	(600) (*2)	PSL (250)	(850) (*3)	N/A
年金資産	700		700	700	(320)	380	0	380	320	700	N/A
未積立退職給付債務	(300)	80	(220)	(220)	0	(220)	0	(220)	70	(150)	
制度間移行に伴う過去勤務債務									PSL (70)	(70)	
従前からの遅延処理項目											
会計基準変更時差異	150		150	150		150	(52) (*4)	98		98	
未認識過去勤務債務	50		50	50		50	(17) (*5)	33		33	
未認識数理計算上の差異	(60)	PSL (80)	(80)	(80)		(80)	80 (*6)				
	(60)		(60)	(60)		(60)	21 (*7)	(39)		(39)	
前払年金費用/ （退職給付引当金）	(160)	0	(160)	(160)		(160)	32	(128)	0	(128)	

(*1) 920 = 移行前の給付の60%に相当する変更後退職給付債務600+併せ給付部分に相当する変更後退職給付債務320

(*2) 600 = 移行前の給付の60%に相当する移行後退職給付債務600+併せ給付部分に相当する終了後退職給付債務0

(*3) 850 = 移行前の給付の60%に相当する移行後退職給付債務600+併せ給付部分に相当する移行後退職給付債務250

(*4) 52 = $150 \times (\text{移行前の退職給付債務}920 - \text{移行後の退職給付債務}600) \div \text{移行前の退職給付債務}920$

(*5) 17 = $50 \times (\text{移行前の退職給付債務}920 - \text{移行後の退職給付債務}600) \div \text{移行前の退職給付債務}920$

(*6) 80 = 当該制度変更に伴うPSL残高

(*7) 21 = $60 \times (\text{移行前の退職給付債務}920 - \text{移行後の退職給付債務}600) \div \text{移行前の退職給付債務}920$